

沖縄県立芸術大学基本計画

(平成 28 年 2 月 1 日評議会)

平成 28 年 2 月 1 日策定 (学長決裁)

平成 28 年 3 月 17 日改正 (学長決裁)

平成 29 年 5 月 31 日改正 (学長決裁)

基本計画策定の意義

沖縄県立芸術大学は、昭和 61 年の開学から今日までに 3,300 余名の人材を輩出し、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成及び発展を担ってきた。その間、教育研究で蓄積された資産を広く県民に還元すべく公開講座・文化講座を開催し、また、県民に芸術鑑賞の機会を提供するなど地域社会に貢献してきたところである。本学が平成 28 年に開学 30 周年を迎えるにあたり、少子化など大学を取り巻く社会環境の変化に対応していくためには、今一度建学の精神に立ち返り、あるべき姿、自らの将来像を確認する必要がある。

建学の基本的な精神は、沖縄文化が創り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにある。そのためには地域文化の個性を明らかにし、その特性を生かすことでなければならない。そして、伝統的芸術文化とその関連分野について、芸術普遍の見地から研究と教育を行い、今後も沖縄の芸術文化の継承と創造発展に貢献し、それらを担う人材と指導者の育成を図るとともに、太平洋文化圏の中心として汎アジア的芸術文化に特色をおいた研究教育機関たる芸術大学としての存在意義を、学内はもとより県民と共有する必要があるものとする。ここに県立大学として基本計画を策定する意義がある。

基本計画は、「沖縄 21 世紀ビジョン」、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」、「沖縄県教育振興基本計画」及び「平成 25 年度実施大学機関別認証評価」を踏まえ、本学の役割、使命、課題への対応について策定していくものであり、次に掲げる事項を基本目標とする。

- 1 学生収容定員の充足
- 2 大学の内部質保証システムの構築
- 3 教育の質の向上
- 4 国際交流の活性化
- 5 社会貢献・社会連携の充実強化
- 6 大学運営の改善

計画の期間

平成 28 年度から平成 33 年度までの 6 年間とする。

第1 学生収容定員の充足に関する取組

- (1) 学部、大学院において定員割れ状態にある専攻等の現状を検証し具体的対策を早急に講ずる。
- (2) 志願者の減少を改善するため、現行入試（分離分割方式、推薦入試、社会人入試）を検証し、見直しを含めて再検討する。
- (3) 社会人入学を促進するため、大学院において長期履修修学生制度導入を検討する。
- (4) 多様なメディアを活用して県立芸大の潜在的な能力を社会に発信するなど広報活動の充実強化を行う。
- (5) 本学の特色である芸術文化活動の情報発信、教育情報のリアルタイムの提供のために、ホームページを充実するとともに運用の改善を図る。

第2 大学の内部質保証システムの構築

- (1) 本学の評価、改善に係る委員会規程を改正し、大学の諸活動の継続的な自己点検、評価、改善による内部質保証の実施体制を確立する。

第3 教育の質の向上に関する取組

- (1) 学部教育及び大学院教育の質向上
 - ア 本学に相応しいカリキュラムの開発を行う。
 - イ 教員の授業担当時間の実態を把握し、適正な標準持ちコマ数を定め、教員間の負担の格差を解消する。
 - ウ 全学教育の一層の充実を図る。
 - エ 修士課程の実技系専攻において、学術的研究の基礎となる演習科目の充実を図る。
 - オ 修士課程において、国内芸術系大学との単位互換を含む共同交流授業の開発を推進する。
- (2) 研究教育活動の推進
 - ア 研究活動の遂行上のコンプライアンス強化を図る。
 - イ 研究計画書に基づいた研究の推進と、研究成果及び成果の教育への反映について、その事後検証に取り組む。
 - ウ 公的研究費の適正な管理運用を行う。
 - エ プロジェクト研究の推進や研究教育費の有効活用、外部資金獲得などについて組織的な取組を推進する。
 - オ 伝統的芸術分野及び関連分野の研究と教育を推進する。
 - カ 産地及び試験研究機関との有機的な連携を図り、伝統工芸の研究教育体制を強化する。
- (3) 学生への支援強化
 - ア 教養教育と専門教育におけるキャリア教育の充実を図り、卒業後を見据えた人材育

成を行う。

イ 芸術文化の分野に特化・関連した企業や職業にターゲットを絞った求人開拓を行う。

ウ 学生の「職業観」の構築と「生きる力」を涵養する。

エ 全学的な学生の就学及び学生生活支援の改善を図る。

(4) 教育研究施設・設備の充実強化

ア 施設・設備の点検を継続実施し、良好な教育環境を確保する。

イ 首里当蔵、首里金城、首里崎山の3キャンパスの効率的な活用を検討する。

ウ 附属図書・芸術資料館の活性化に資するために、館運営の改善を図り、利用者のニーズに対応した体制を整備する。

第4 国際交流の活性化に関する取組

(1) 沖縄の地理的特性をもとに太平洋文化圏における多様な芸術文化とそのかかわりを明らかにするため国際交流を積極的に推進する。

(2) 汎アジア的芸術に特色をおいたユニークな研究教育機関を念頭に、アジア・太平洋の大学、学術関係者との連携を強化し、姉妹校の拡大、教育研究の交流及び国内外の研究者との共同研究を推進する。

(3) 国際交流を充実させるため、姉妹校の修学内容等の点検を行い、私費留学生の受け入れを含め留学制度を拡充させる。

第5 社会貢献・社会連携の充実強化に関する取組

(1) 社会連携室を通して地域社会への教育成果の還元を図るとともに一元的に地域貢献活動を把握し、県民にアピールする。

(2) 地域の芸術分野の団体及び指導者、実践者との交流により、地域の伝統芸術振興に資する取組を推進する。

第6 大学運営に関する取組

(1) 事務の効率化及び合理化を推進する。

(2) 評議会、委員会等のあり方を見直し、効率的な運営を図る。

(3) FD・SD活動を組織的に取り組む。

(4) 財政健全化に向けた取組を推進する。

(5) マネジメント（経営・組織等の管理）力の向上を図る。